

発熱外来体制調査・発熱相談体制調査に関するQ&A

【10月21日12時更新】

No.	受信日	事業番号	質問内容	回答
1	10月5日	1 発熱外来	診療・検査医療機関の指定の手続きについて。 (1) 仮設テントを設置して対応する予定だが、10月中の設置は難しい。設置ができれば県に連絡して、調査票をもらえばよいのか。	(1) 調査票には、まずは現時点の状況を回答していただきたい。その上で、対応可能な時期の目途が立ったら、その時点で調査票を修正して再度回答していただく。県としては、調査票の変更は随時受け付け、その都度その回答に基づいて指定を行う。
2	10月6日	1 発熱外来	1. 診療・検査医療機関の指定を希望するが、どのような手続きを取ればよいのか。 2. 国への補助金申請の1回目の締め切りが10月12日、2回目の締め切りが10月30日とされているが、それまでに県から指定通知をもらえるのか。	1. 10月19日に県庁健康福祉政策課から郵送にて案内を送付した。ウェブ上に専用の回答フォームがあるので、回答していただきたい。回答をもとに指定を行う。 2. 国の補助金の締切日は随時受け付けに変更となっている。
3	10月6日	4 その他	G-MISのID・パスワードについて伺いたい。	内閣官房IT総合戦略室医療調査事務局（電話：03-5846-8233、平日9時～17時）に連絡していただきたい。
4	10月7日	1 発熱外来	検査協力医療機関であるが、診療・検査医療機関とは別物と考えてよいのか。また、調査への回答は必要か。	補助を受けるためには新たに診療・検査医療機関として指定を受けていただく必要がある。回答をお願いしたい。
5	10月12日	1 発熱外来	問2. インフルエンザ流行期における発熱患者等の診療・検査の実施について、「検査」はインフルエンザか、新型コロナウイルス感染症に関連するものか、もしくはその両方を必要に応じてということか。	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症両方についての検査になる。もともと、本設問では、発熱患者等について診療又は検査を行うかどうかを聞いているため、検査を行わず、診療だけの場合であっても、「行う」として回答いただきたい。
6	10月12日	1 発熱外来	1. 調査票の担当部署・担当者名には、何を記載すればよいのか。 2. 9/15の厚労省通知に「住民に周知」とあるが、何をすればよいのか。 3. 補助金の算定方法は、どのように考えればよいのか。	1. 事務担当部署・担当者をお願いする。 2. かかりつけ患者にわかるように、院内に指定通知の掲示をお願いしたい。また、県HP掲載可の病院は、ある程度医療機関数が揃えば、HPで公開を考えている。調査票問10に回答いただきたい。公開不可の病院であっても、保健所・市町村等関係機関に情報共有する予定。 3. 国が計算方法を示している。基準患者数から想定受診者数を差し引いた人数に、13,447円を乗じた額に稼働日数を乗じた額を計算の上、申請を行う。
7	10月12日	1 発熱外来	1. 対応の時間帯は、夜間でもよいのか。例えば、18時から21時とか。 2. 帰国者・接触者外来と兼ねてもよいのか。	1. 夜間でもよい。なお、18時から21時の場合、発熱外来に係る国補助金の前提人数は、20人×3/7時間となる。 2. 良い。
8	10月12日	1 発熱外来	1. 自院のかかりつけ患者、自院に相談のあった患者とあるが、相談があったら診療しなければならないのか。地域の患者であれば診ようと思うが、域外、遠くから電話で相談してきた人も診なければならないのか。 2. 問10の「関係機関」とはどこか。	1. 相談があったら必ずその患者を診なければならないということではない。かかりつけではないが、地域の方なので診るということであれば、「自院に相談のあった患者」を診ていると考えてよい。 2. 問10は要綱2(2)との関係の設問であり、「関係機関」とは、「県、市町村、発熱相談センター（保健所等）、医師会、地域の医療機関等」である。
9	10月12日	1 発熱外来	1. 要綱2(3)の機能要件で、アに「原則速やかに受け入れる」とあるが、予約でいっぱいだったら断っても良いのか。 2. 調査票問5で「診察」の場所が聞かれているが、ここでいう「診察」は、検査前の問診等ということか。検査後はコロナ陽性かどうかで変わる。	1. 対応時間として回答いただいた時間であっても、その間の予約状況等に応じて断ってもよい。 2. 検査前の問診等を行う場所を回答していただきたい。
10	10月12日	2 発熱相談医療機関	発熱外来になって、発熱相談医療機関にならないということはあるか。	発熱相談医療機関の指定は希望によるものなので、あり得る。

発熱外来体制調査・発熱相談体制調査に関するQ&A

【10月21日12時更新】

No.	受信日	事業番号	質問内容	回答
11	10月12日	1 発熱外来	複数の診察室を設ける場合であっても、1医療機関で20人が上限なのか。	7時間20人は診察室1室についての前提であり、複数の診察室を設ける場合は、診察室ごとに7時間20人を考えることとなる。
12	10月12日	1 発熱外来	1. 問8について。「検査実施」というのは検査会社に外注して検査をするケースも含むのか、それとも、院内実施の場合だけか。 2. 問11について。対応可能な言語が日本語だけの場合、どうすればよいか。	1. 院内で実施する場合に検査実施が「○」となる。そのため、検体採取を行って、その検体の検査は外注する場合、検体採取は「○」で検査実施は「×」となる。 2. 無回答でよい。
13	10月12日	1 発熱外来	1. 発熱外来の指定について、検討中であり回答期限に間に合わない可能性があるがよいか。 2. 自院に相談があった患者とは、どのようなものを想定しているのか。	1. 随時指定を行うので問題ない。 2. かかりつけ医がない患者が相談することを想定している。
14	10月12日	1 発熱外来	診療時間について、通常診療の空いている時間に対応することを考えているが、どのように記載したらよいか。	指定通知に診察時間を記載する必要があるため、想定している診察時間を記載していただきたい。
15	10月12日	1 発熱外来	日曜の診察について、外科担当医等が担当する日があり、定期的な診療時間等を設けることができない。また、実施可能な検査方法も平日と異なるが、どのように記載すればよいか。	対応可能な時間の最大を記入していただきたい。例えば、9時～13時の日と12時～15時の日が隔週であるという場合には、9時～15時として回答していただきたい。実施可能な検査方法が異なることについては、今回の調査では回答不要である。病院が実施する検査方法の種類を問8-2で御回答いただきたい。
16	10月12日	1 発熱外来	1. 診療時間について、夜間時間外診療患者や救急患者受入においても24時間同様な診療を行う事が想定されるが、日中の診療時間内としての捉え方でよろしいか。 2. 「発熱相談医療機関」に対しては「発熱外来診療体制確保支援補助金」による補助はないのか。	1. 夜間の患者についても発熱患者等専用の人員体制が用意できれば、発熱患者等に対応可能な時間として考えてよい。結果として24時間対応できる場合には、調査票上は0時～24時という回答をしていただきたい。 2. 発熱相談医療機関であることのみでは、補助の対象となりません。発熱外来あるいは夜間休日発熱相談センターを兼ねている場合には、それぞれに対する補助を受けることができる。
17	10月12日	1 発熱外来	診療室について。診察室Aで診察・検体採取を行い、検査結果が出るまでそこで待機してもらい一方、診察室Bで新しい発熱患者を診る場合、診察室は2つということによいのか。	診療できる人員体制（医師や看護師を含めて、一人の発熱患者等の診療に必要な職員体制）が1つであれば、1室。そういった人員体制が2つあり、2人の発熱患者等に同時に対応できるような場合には、2室となる。
18	10月12日	1 発熱外来	問8-2のPCRには、ランプ法も含まれるのか。	含まれる。
19	10月12日	1 発熱外来	・患者自身の車内で問診のみを行った場合は、受診患者数に含まれるのか ・患者自身の車内で問診・検査を行った場合は、受診患者数に含まれるのか	含まれる。
20	10月12日	1 発熱外来	駐車場に自院所有の車両を置いて、簡易プレハブ診察室代わりにしているが、その中での診療であっても、今回の要件に該当するか	該当する。
21	10月12日	1 発熱外来	問診だけを行ったが、検査をしない場合は受診患者数に含まれるのか	含まれる。

発熱外来体制調査・発熱相談体制調査に関するQ&A

【10月21日12時更新】

No.	受信日	事業番号	質問内容	回答
22	10月12日	1 発熱外来	・問診と新型コロナPCR検査のみを行った場合は受診患者数に含まれるのか ・問診とインフルエンザ迅速検査のみを行った場合は受診患者数に含まれるのか	含まれる。
23	10月12日	1 発熱外来	発熱患者ではあるが、院内の隔離された動線ではない場所で診療を行った場合（新型コロナPCRを行うこともある）は受診患者数に含まれるのか	専用の診察室（車内・プレハブを含む）以外で診療した場合、補助の対象にはならない。
24	10月12日	1 発熱外来	（かかりつけ患者を対象に診療を行う場合）かかりつけ患者ではない方を診療した場合も、受診患者数に含まれるのか	自院に相談があった患者の場合含まれます。
25	10月12日	1 発熱外来	電話相談を介さずに直接当院に受診依頼があり診療を行った患者であっても、受診患者数に含まれるのか	含まれるが、発熱患者の対応には事前に電話連絡をいただくことを推奨する。
26	10月14日	3 夜間休日発熱相談センター	夜間休日発熱相談センターになるにあたって、専用回線を新たに整備する必要があるのか。	専用回線を新たに整備することは要件となっていないため、不要である。
27	10月14日	2 発熱相談医療機関	夜間休日発熱相談センターが夜間休日ということなので、発熱相談医療機関は平日日中ということか。	発熱相談医療機関は平日日中に限られず、土日夜間でもなることができる。夜間休日発熱相談センターについては、基本的には、土日夜間に相談できる体制が取れている旨の回答のあった発熱相談医療機関の中から、発熱相談センター（保健所等）が依頼した医療機関を県が指定することとなる。
28	10月14日	3 夜間休日発熱相談センター	夜間休日発熱相談センターについて調査票がないが、別途調査があるのか。	夜間休日発熱相談センターについては、調査票2の間4において、指定希望を伺っている。
29	10月14日	3 夜間休日発熱相談センター	土日夜間のうち、対応できる日が土曜日だけでもなることができるのか。	できる。
30	10月14日	1 発熱外来	駐車場に車を停めてもらい、そこで対応することを考えているが、その場合の診察室数はどう書けばよいか。	診療できる人員体制（医師や看護師を含めて、一人の発熱患者等の診療に必要な職員体制）が1つであれば、1室と書いていただきたい。そういった人員体制が2つあり、2人の発熱患者等に同時に対応できるような場合には、2室となる。
31	10月14日	1 発熱外来	補助金申請にあたって、稼働日数はどのように記載すればよいか。	発熱外来指定日から発熱外来を終える日までが稼働日数になる。指定があるまで申請を待っていただきたい。
32	10月14日	1 発熱外来	問6の「診療・検査対象の患者」については補助金にかかわってくるかと思うが、問7の「対応可能な無症状者」は補助金とは関係ないという理解でよいか。	良い。
33	10月14日	1 発熱外来	問9で検査数とあるが、これは発熱患者等の対応に係る検査数という理解でよいか。術前検査を実施しているが、これも含めた検査数か。	発熱患者等の対応に係る検査数を御回答いただきたい。
34	10月14日	1 発熱外来	1. ホームページで公開とあるが、どのような形での公表となるのか。 2. 追記や補足の説明はできる形か。 3. 夜間救急は緊急性に応じての対応となるので、広く公開されると支障があるため、その電話番号は公開しないといった対応も可能か。	1. ホームページでの公表は指定開始当初は行わない。発熱外来がある程度増え、特定の医療機関に患者が集中しない体制が確立された段階で、千葉県新型コロナウイルス感染症対策連絡会議専門部会委員や医師会の方々の意見も伺いながら、公表について検討する。公表内容としては、電話番号や対応可能な時間等の基本情報にとどめる形になるかと思うが、まだ詳細について固まっていない。 2. 公表する場合、備考欄は作成する必要があると考えている。 3. 可能。

発熱外来体制調査・発熱相談体制調査に関するQ&A

【10月21日12時更新】

No.	受信日	事業番号	質問内容	回答
35	10月15日	1 発熱外来	発熱外来の補助金について、交付申請に係る様式の請求書記入例において、請求額を交付申請額の5割を記入するよう書いてあるが、なぜか。	厚生労働省健康局結核感染症課の『令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業のご案内』において、「補助金の支払いは2回に分けて行うことを予定しており、第2回の交付は、3～4ヶ月分として、申請額の5割分（10万円単位に四捨五入）を基本として支払うこととしています。このため、今回の補助金の請求書には、交付申請額の5割に相当する金額を記載してください」とあるとおり。
36	10月16日	1 発熱外来	発熱外来の指定を希望したいが、行政検査の委託契約を締結していない。指定を受けることはできないのか。	施設要件となっているため締結いただく必要があるが、指定の作業と同時並行で進めるので、指定希望は出しつつ、別添4「補足説明」に記載の連絡先に連絡して契約締結の手続きを進めてもらいたい。
37	10月19日	1 発熱外来	抗原定性とPCR検査を実施予定。抗原定性は迅速キットなので、検体採取～検査結果まで自院内で完結するが、PCRは検体採取のみ行い、検査は外部発注となる。検査数の欄には抗原定性のみ記載すべきか、PCRも含めて記載すべきか。	PCRも含めて記載していただきたい。
38	10月19日	1 発熱外来	ビルにテナントとして入居している診療所について。駐車場で診察・検査を検討しているが、駐車場は100mほど離れた場所にあり、同じビルに入居している複数の診療所の共用の駐車場である。この場合、補助金の対象となるか。	対象になるが、必ず感染拡大防止対策を講じること。また、可能であれば他の方法も検討していただきたい。
39	10月20日	1 発熱外来	訪問診療をメインにしているが、指定の対象となるか。	クリニックでの対面診療を行わない（訪問診療のみを行っている）のであれば、対象とならない。
40	10月20日	2 発熱相談医療機関	相談対応時間は、診療・検査を行う時間内に限られるのか。	限られない。自院が診療・検査を行わない時間であっても、相談対応のできるのであれば、相談対応時間として答えていただきたい。
41	10月21日	1 発熱外来	既に発熱患者の対応を行っているが、補助金の対象となるのか。	補助金の対象は、県が発熱外来として指定した日が起算日となるため、対象とはならない。
42	10月21日	1 発熱外来	G-MISで報告するとあるが、何を報告するのか。	令和2年10月9日付け厚生労働省事務連絡により、下記項目の報告が求められている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・診察室数</li> <li>・発熱外来としての開設時間</li> <li>・開設時間内における発熱患者数</li> <li>・新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数 <ul style="list-style-type: none"> <li>うち無症状者の希望に基づく検査等</li> <li>うちPCR 検査実施人数</li> <li>うち自院で検査分析を行った者の人数</li> <li>うち抗原定量検査実施人数</li> <li>うち抗原定性検査（簡易キット）実施人数</li> </ul> </li> </ul>
43	10月21日	1 発熱外来	診療時間として、午前・午後の入力枠があるが、例えば、午前の部の後ろ1時間（12時～13時）と、午後の部の後ろ1時間（18時～19時）をやる場合、いずれも午後だが、どう入力すればよいか。	12時～13時を午前の入力枠に、18時～19時を午後の入力枠にそれぞれ記入いただきたい。
44				
45				
46				